

平成20年度国の施策及び予算に関する提案（重点事項）

本提案は、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、指定都市として提案するものです。

とりわけ、下記の事項について、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

記

1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革 及び新たな大都市制度の創設

地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向けて、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする第二期地方分権改革を実施するとともに、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、新たな大都市制度を創設するよう提案する。

- (1) 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するため、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の「税の配分」を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、「税の配分」を当面5：5となるよう、その具体的な工程を明示したうえで、早期に実現すること。

- (2) 地方分権改革の本来の趣旨に沿って国と地方の役割分担を明確化し、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金を廃止の上、税源移譲を進めること。

その際には、指定都市市長会がこれまでに提言した「廃止すべき国庫補助負担金」等を踏まえるとともに、これまでの改革で行ったような、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、併せて廃止の上、税源移譲を進めること。

- (3) 地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源であり、その改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進

めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視し、地方財源不足額は、地方交付税の法定率引上げによって解消すること。

また、こうした地方交付税制度の本質論に反し、国による関与や義務付けの見直しを行わないまま地方交付税総額の圧縮のみを先行させないこと。

さらに、地方交付税の算定基準の見直しにあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

- (4) 現行制度のもとでは、指定都市への事務配分は「特例」として部分的に配分されているため、一体的・総合的な行政運営に支障が生じていることから、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、すべて一元的・総合的に指定都市の事務とすること。

また、国・広域自治体による関与は原則として設けないこと。

- (5) 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であることから、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障すること。

2 生活保護制度の抜本改革の実施

制度疲労を起こしている生活保護制度を、時代に即した制度とするため改善が必要であることから、社会保障制度全体のあり方を踏まえた制度の抜本改革を行うこと。

3 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

指定都市立小・中・特別支援学校の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

さらに、移管にあたっては、早期に実施の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けること。

平成19年7月

指 定 都 市